

2010年4月26日

# 障害児の教育制度改革への提言

障害児を普通学校へ・全国連絡会  
代表 徳田 茂

- 1．はじめに
- 2．障害児を普通学校へ・全国連絡会の紹介
- 3．特別支援教育ではなくインクルーシブ教育を
- 4．就学先の決定について
- 5．特別支援学級と特別支援教室について
- 6．教育の場における合理的配慮について
- 7．就学前の障害児の家族への支援について
- 8．おわりに

2010年4月26日

# 障害児の教育制度改革への提言

障害児を普通学校へ・全国連絡会  
代表 徳田 茂

## 1. はじめに

障がい者制度改革推進会議の構成員のみなさまが、障害者権利条約のインクルージョンの理念をわが国において具現化するために、驚異的なスピードで、中身の濃い審議を進めていることに対して、心より敬意と感謝の気持ちをお伝えします。

3月19日の第5回の会議の中で「教育」について審議され、そこで、どの子ども地域の学校で受け止めることが確認されたことについて、私たちは深い共感を覚えると同時に、大いに勇気づけられ、励まされました。

全国には、今も、3月になっても就学先が決まらない子や、保護者が付き添えないことを理由に、学校行事や授業に参加できない子どもがいます。高校に入学できずに15歳の春を迎えている人たちが何人もいます。受検者数が定員を満たしていないにもかかわらず、障害を理由に合格をさせないのです。高校生になりたくても、障害の壁が立ちはだかっているのです。

障害者権利条約の理念と、現行の日本の教育制度との間には大きな乖離があります。このような状況を一日も早く解消するために、第5回の推進会議で出された方向にそって、障害者権利条約の理念に基づいて国内法を抜本改正し、是非ともインクルーシブ教育を制度化しなければならないと、強く思っています。そのような思いを込めて、いくつかの提言をさせていただきます。

## 2. 障害児を普通学校へ・全国連絡会の紹介

私たちの会は、「近所の友だちといっしょに学校へ行きたい」「きょうだいの行っている学校に入りたい」という、そんな当たり前の願いをなんとか実現したいと1981年に発足しました。以来、障害があってもなくても分けないことを原則とし、「地域で共に学び共に育ち合う教育」を求め、その実現に向けて活動してきました。現在、全国に約750名の会員がおり、200を超えるグループが各地域で活動しています。

毎月会報を発行し、情報を交換し、それぞれの地域の状況を交流しあっています。事務局には、全国から、就学や進学、学校の対応についての相談が電話やメールで届いています。2年の一度の全国交流集会

は15回目を迎え、『障害児』の高校進学を実現する全国交流集会は9回を迎えます。また、発足当時からのお子さんには40歳を超え、地域で生きる活動をしています。

長年にわたり、わが国では「原則分離」の学校教育制度が続いていて、その制度のもとで、数え切れないほどの親子が胸を潰される思いをしてきました。行政や学校現場の人たちから心ない言葉を投げかけられたり、理不尽な差別を受けて、多くの親子が生きていく希望すら失いかけないような経験をしてきました。私たちは、そうした家族の悲痛な訴えや無念な思いを聞きながら、たがいに支え合って歩み続けてきました。

多くの障害児とその家族を差別し苦しめてきた従来の学校教育制度が根本的に改められ、インクルーシブ教育制度がわが国において、一日も早く実現されることを会として切望します。

### 3．特別支援教育ではなくインクルーシブ教育を

わが国の障害児教育は、一貫して「分離別学」が原則でした。2007年度より特別支援教育が本格実施されました。「場の教育からニーズの教育への転換」と言われて始まりましたが、この3年間で、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童・生徒がかつてない割合で増加しています。これは、場を分けたままでニーズに対応してきた結果です。

そのニーズも、障害の定義を医療モデルでとらえ、その克服のための個別ニーズです。つまり、特別支援教育は、名称は変更しましたが、その内容は従来の特殊教育の分離体制をいっそう強化するものになっています。さらに、普通学級に在籍しているLD・ADHD等の発達障害児と言われる児童・生徒をその対象にしたことにより、いっそうインクルージョンに反する結果を学校現場にもたらしています。

これでは、障害者権利条約第24条の中にいう「締約国は、障害者を排除しないあらゆる段階の教育制度および生涯学習を確保しなければならない」という規定に抵触します。

昨今においては、さまざまな立場の人たちがインクルーシブ教育を取り上げるようになっていて、中には、現行の特別支援教育をもってインクルーシブ教育とみなそうとする人たちさえいます。特別支援教育は、障害の種類と程度によって子どもを振り分けようとするものであり、私たちにはそれがインクルーシブ教育の理念にそうものだとはとうてい思えません。

障害児を普通学校へ・全国連絡会をはじめ、全国各地の関係者が、多くの制約のもと「いろいろな子が共に学び共に育ち合う教育＝共生教育」の実践やそれに向けての運動を積み重ねてきました。その取り組みを通じて、私たちは、子どもたちが互いに支え合いながら、学び合い育ち合っていくことの大切さを学んできました。

今回の「制度改革」を機会に、我が国において共生教育を実践の原理としたインクルーシブ教育制度が実現されることを強く願っています。

### 4．就学先の決定について

(1) 障害者権利条約の第24条「教育」において、締約国は障害のある人があらゆる段階においてインクルーシブな教育を受ける権利を保障するとしています。

そして、その2において、障害のある人が「障害を理由として一般教育制度から排除される

ことのないこと( a )」や「他の者との平等を基礎として、自己の住む地域社会において、インクルーシブで質の高い無償の初等教育及び中等教育をアクセスすることができること( b )」と規定されています。

しかるにわが国においては、小・中学校の就学時において、子どもを障害の種類と程度に応じて振り分ける制度が温存されています。この制度はインクルーシブ教育の理念に明らかに反しています。

## ( 2 ) どの子ども地域の子どもとして

地域の学校で共に学び育ちあっていける教育制度実現に向けて、私たちは就学先の決定について次のように提言します。

就学時に子どもを振り分ける根拠となっている、学校教育法施行令第5条、第11条、第22条の3 を廃止すること。

子どもの就学先は、地域の学校の普通学級に一元化することを法律で定めること。ただし、本人や保護者が希望する場合は、例外として、特別支援学校への就学を認めるものとする。同世代の子どもの大半が高等学校へ進学する現実を踏まえて、希望する子どもの高等学校全入を法律で定めること。さまざまな障害のある子どもへの学校生活や学習活動への支援についても法令で定めること。

## 5 . 特別支援学級と特別支援教室について

普通学級で必要な支援を行うことを原則とすべきです。私たちは特別支援学級は、教育の場を分けることになるので、設置すべきではないと考えています。

私たちは、障害があっても必要な合理的配慮と支援によって普通学級で学ぶことができる教育がインクルーシブ教育だと考えています。籍を固定しておこなう特別支援学級での教育が、インクルーシブ教育にあたらぬことは明らかです。

また、普通学級に籍をおきながら必要に応じて通級する特別支援教室の設置も、結果として場を分けることとなります。この教室を設置するにあたっては、そうした危険性も十分に踏まえて、慎重な姿勢が求められます。必要な合理的配慮や支援はまさに分けないための方法として考えられるべきことです。私たちは、何よりもまず普通学級の中で人的・物的条件等を整えて、どの子ども共に学び育ち合える教育がおこなわれるようにすべきだと考えます。

## 6 . 教育の場における合理的配慮について

( 1 ) 障害者権利条約の中で、「合理的配慮を行わないことは、差別である」と規定されたことは、画期的なことです。

私たちは、障害者権利条約のこの差別規定がわが国の学校教育制度の中に明確に位置づけられるべきであると考えます。

特殊教育制度から特別支援教育制度になっても、障害の重い子は、地域の学校へ来るべきではないとみなされています。その考えが根底にあるために、やっとの思いで地域の学校へ入っ

た子が、必要な支援を得られず、大変に辛い思いをすることがあちこちで起きています。

例えば、特別なことはしないということで、水分補給の必要な子にそれをしなかったり、冬場に体温が下がってしまう子に対して何の方策も講じなかったりといったことが起こっています。これは教育方法以前の問題で、子どもの健康にも大きく影響を及ぼすことであるにもかかわらず、「この学校へ来るべき子ではない」との思いから、学校側が、冷たい態度をとってしまうのだと思います。

私たちは、どの子も地域の普通学級に籍が保障されればそれだけでよいと考えているわけではなく、一人ひとりの子どもが必要な支援・指導を受けながら育っていけるようにと願っています。

- (2) 合理的配慮の具体的な内容については、当事者(本人・保護者)と学校側が十分に話し合い、相互の合意を得られるようにすべきです。

何が合理的配慮であるかについては、一人ひとりの子どもによって異なります。また、周りとの関わりの中で、その具体的内容が異なってきます。そうしたことを考慮に入れ、合理的配慮の具体化においては、関係者の合意形成を何より大切にすべきです。当事者の同意を得ないまま学校の考える合理的配慮がなされていくという事態が起こることを、私たちは危惧します。

- (3) 障害のある子が普通学級で学ぶことができるための環境整備が必要です。

本来、子どもに関することは教員がすべきです。人手が必要なら教員の数を増やすべきです。障害のある子が普通学級で学ぶのを手伝ったり、生活面で手伝ったりする支援員の配置については、あくまでも、障害児本人及び保護者の同意を得たうえで行うものとすべきです。また、支援員を配置するのであるなら、その身分保障をきちんとすべきです。

- (4) 医療的ケアを必要とされている子が普通学級で学ぶことができるように、早急に、関係法令の改正等を行っていくことが求められます。その子にとって必要なケアが適切になされれば、医療的ケアは必要とされる子も十分に、普通学級の中で生活し学習していけます。

## 7. 就学前の障害児の家族への支援について

近年、就学前の障害児の保護者に対して、以前より早くから「就学相談」という形で教育委員会の人に関わるが増えてきています。そこでは当然のことながら、特別支援教育の制度に沿った説明がなされています。もっと端的に言えば、特別支援教育の説明だけがなされています。

そのため多くの保護者は、障害が重い子でも地域の学校へ通えることや、いろんな子が共に学び育ち合っている例は数多くあることなど、まったく知らされていません。

また、障害の重い幼児の親の多くは、わが子が2,3才の頃にすでに、「うちの子は特別支援学校へ行くもの」と思い込んでいます。親自身が分けられた環境で育ってきたことや、子どもの障害がわかったときから「別の学校へ行くのがよい」という情報ばかりに接していることから、そうなってしまうものと思われる。

通園施設の取り組みの中で共生教育の実践の情報を得たり、気持ちの整理をしたりすることで、障害の重いわが子を地域の学校へ入れてやりたいと思うようになった保護者がいます。この例が

らもわかるように、障害のあるわが子が、地域の学校へ通えて、友だちと共に学び育っていけることがわかれば、多くの保護者は、わが子を地域の学校へ通わせたいと思うようになっていきます。

私たちは、インクルーシブ教育の制度化と平行して、早期発見・早期相談が、早期分離につながっているような現行の働きかけを早急に改め、地域の学校への就学に向けた支援を柱にした相談を充実させるべきであると考えます。

## 8 . おわりに

わが国では長年にわたり、「障害のある人は別の所で生活していくもの」という考えが常識となっていました。教育においては、「専門の先生による、ていねいな教育」というあたりのよい言葉により、障害児を多くの子どもたちから切り離すという、差別的側面が隠されてきました。

その中で、数え切れないほどの親子が悲痛な思いや悔しい思いをしてきました。「ここは普通の子の通う学校で、お宅の子のような子の通うところではないんですよ。」「子どもを犠牲にして親のエゴを通そうとしている。」「お宅のおこさんがいると、他の子に迷惑なんですよ。お母さん、それがわかりませんか。」「お宅のお子さんのために、担任の先生が体を痛めてしまったんですよ。」など、人権無視の言葉を投げかけられてきました。愛おしみ、大切に育ててきたわが子を、まるで邪魔者のように言われたときの保護者の思いがどれほどのものか、構成員のみなさまには容易に想像していただけるものと思います。

深い悲しみや強い憤りを共有し合いながら、全国各地で多くの障害児の保護者が、「子どもと子どもを分けない教育」「いろんな子どもが共に学び育ち合っている教育」の実現を願って闘ってきました。長年かかって、少しは地域の学校への壁が低くなりました。しかし、特別支援教育がスタートして、また地域の学校、とりわけ普通学級の壁は、障害児の親子にとって高いものになってしまいました。

特別支援教育は「個のニーズ」を強調していますが、子どもと子どもが、ぶつかり合ったり、助け合ったりして共に生きることや、その中で育ち合っていくことの大切さには全くふれていません。私たちは長年の経験を通じて、障害のあるなしに関わらず、子どもは多くの子どもたちとの関わりの中で、もまれたり励まされたりしながら育っていくことを学んできました。ですから私たちは、子どもと子どもを切り離して考える「個別支援」ではなく、「生き合い育ち合う教育＝共生教育」をベースとした教育の実現を願っています。

障害児を普通学級から排除してしまうことは、障害児を不幸にするばかりでなく、周りの子どもたちも不幸にしてしまいます。障害のない子どもたちの多くは、障害児と付き合う機会のないまま大きくなっていきます。文科省は、「交流及び共同学習の充実」と言っていますが、そこでは「お客様」扱いされ、差別意識が助長されることもあります。若い人たちに聞くと、多くの人が、障害のある人たちを見ると、「気持ちが悪い」「怖い」「かわいそう」といった感情をもってしまふと言います。障害児を排除した制度の中で育つ子どもは、その制度の中で差別者として育ってしまうのです。「分ける教育」はどの子にとっても、その人間形成において決して好ましいものとは言えません。

現場の先生たちの中には、現行の分離制度に基づいた「適正就学」という意識が浸透しています。ですから、目の前の子どもを真面目に考えて、「ここにいるよりは」ということで、分けようとしてしまいます。先生たちは、真面目だから、制度が変わって、「この子はここに来る子なんだ、ここにいて当たり前の子なんだ」ということになれば、また、真面目に考えて、インクルーシブ教育に向けた取り組みを進めていくと思います。

子どもたちをこれ以上不幸にしないために、一日も早く、「共に学び育ち合っていく教育」「インクルーシブで、排除のない教育」の制度化を実現させなければならない。私たちは今、切実にそう考えています。

障がい者制度改革推進会議でのみなさまの審議を見聞きし、今ようやく、わが国においても、障害のある人が障害のない人と同じように、一人の市民として社会の中で生きていける可能性が見えてきたようで、たいへん勇気づけられています。教育の面においても、インクルーシブの理念に沿った制度が実現されることを強く願っています。

# 全国連絡会・相談事例

学校に保護者の付き添いを求められている。付き添えないならば特別支援学級に行くように言われている。話し合いを求めても学校は応じてくれない。

心臓が弱い。地域の学校を希望しているが、教育委員会からはこのままでは入学できる場所はないと言われる。他にも病気を隠していないかなどの暴言を受ける。

中学校の普通学級に介助員をつけてもらいたいので市の障害者相談室に相談に行ったら、無断で教育委員会に連絡され、判定会議に出すといわれた。

保護者に毎日の付き添いを要求。母親は出産直後のため父親が育休を取り付き添う。

就学相談の申し込みをしなかったら、教育委員会が保育園に連絡してきた。教育委員会が勝手に病名をつけている。

職業体験(トライアル・ウィーク)で何の対応もしてくれない。母親が話すと、卒業した小学校にでも行ったら、と言われた。

小学校就学時は養護学校の判定だが普通学級へ入学。6年間母親が付き添いをした。疲れたので中学校は特別支援学級を考えている。

特別支援学級を勧められている。巡回相談の人がいて子どもの様子を見ている。生まれたときに障害を持っていたという証明書はないかという差別発言をされた。

介助員は3日ついていますが、学習介助はしてはいけないといわれている。

修学旅行に保護者に付き添いをするように言われ、交通費、宿泊費等を自費で支払った。合計5万円。

昨年特別支援学級という判定が出たが、母親が付き添いをすれば普通学級に受け入れると校長が言った。しかし、2月になってはまだ就学通知が来ない。

車いす使用。普通学級を希望しているが、教育委員会は肢体不自由学級を作るのでそこへ入学したらどうかと言っている。

アトピーの薬を食後すぐに飲むように医師に言われているが、学校は医療行為として受け付けず、母親に学校まで飲ませに来るように言われた。2005年厚労省通達により医療行為として認めないとされていることが分かり、学校が飲ませるようになった。しかし、学校に責任を問わない旨一筆書くように言われた。

普通学級入学の条件として保護者の付き添いを求められ、週3日付き添うことにした。

来年就学。学校に話し合いに行ったら、特別支援学級は交流はできないと言われた。十分な説明がなく不安。

普通学級を希望していると電話で伝えたら学校に来るように言われ、行くと母親一人に学校側は教育委員会の人を入れて5人が対応。「特別扱いはしませんがいいのですか」と言われた。

2泊3日の自然教室があり、親に付き添いを求めてきた。教育委員会は自分でボランティアを探せと言っている。学校に付き添いはおかしいと言ったら「障害児の親は付き添うのが当然でしょう」と言われた。

2008年4月～2010年3月 相談事例から抜粋

**保護者が受け取った文書をデータ化したものです。個人名等が特定できる部分は、削除してあります。**

平成21年3月23日

(保護者名) 様  
(就学児童名) さん  
(就学校の小学校名) 小学校

教育委員会

お子さんの入学にあたりまして(保護者へのお願い)

お子様の入学おめでとうございます。

さて、この度のお子様の入学にあたりまして、お子様の育ちを大切にしてお子さんとともに周りのお子さんも学習に支障なく安全で円滑な学校生活が送れるように、下記の事項につきまして御確認の上、御理解と御協力をお願いいたします。

記

- 1 お子様の登下校では、当面の間、安全が確保されるまで保護者の付き添いをお願いします。
- 2 学校生活がお子さんも周りのお子さんにも支障なくスムーズに送れるよう、当面の間、環境に慣れ安全・安心等が確保されるまで、学習での保護者の付き添いをお願いいたします。また、ほかに、校外学習などで安全管理の点で必要と思われる場合には、付き添いをお願いいたします。
- 3 お子様の学校での様子や家庭での様子について、学校や教育相談などとの密接な連絡・相談をお願いいたします。
- 4 お子様の適切な教育環境については、お子さんの育ちや特性に応じたよりよい状況・環境を求めて、話し合いを継続していきます。  
定期的(月ごとや学期ごと、年度ごと、)また必要に応じてその都度、教育センターとも連携し継続的に話し合いを続けて見直しを実施していきます。特に、年度の区切りも時期には教育センターとも協力し、適正就学について相談を行っていきましょう。

上記のことを確認しました。

小学校  
校長 印

保護者名 印